

法改正情報のご案内

法改正情報につきまして、『改訂版 ゼロからスタート！ 水野健の宅建士 1 冊目の教科書』の記載内容に関わる主なものを以下に記載いたします。学習にあわせてご確認ください。

主なページ	内容
P26、P30	国土交通大臣免許の申請先が、今までは都道府県知事を経由して国土交通大臣に免許申請を行っていましたが、令和 6 年 5 月 25 日以降は、国土交通省地方整備局が提出先に変更されました。
P42	これまでは相続登記は権利に関する登記であり任意でしたが、令和 6 年 4 月 1 日から、相続登記の申請が義務化されました。
P105 ワンポイント	令和 6 年 7 月 1 日に施行された宅地建物取引業法の改正により、下記のように変更となりました。 空き家等の報酬 売買では、低廉な空家等(物件価格が 800 万円以下の宅地建物)については、原則による上限を超えて当事者(売主買主)から 33 万円(消費税込)まで報酬を受領できます。貸借では長期の空家等の媒介の特例があり、長期間使用されておらず、又は将来にわたり使用の見込みがない宅地建物については、貸主である依頼者から、原則による上限を超えて、1 カ月分の 2.2 倍が上限の報酬を受領できます。どちらも当該媒介に要する費用を勘案して受領でき、媒介契約にて依頼者との合意が必要です。